

# 令和8年度球磨川リバーミュージアム構想推進等業務委託プロポーザル募集要項

## 1 趣旨

熊本県（以下「県」という。）では、令和2年7月豪雨を受け、球磨川流域の「災害を忘れない取組み」及び「川の恵みを活かした取組み」等をつなぎ合わせて活用し、流域内外に広く発信することで、地域防災力の向上や流域の価値・魅力の再認識につなげるとともに、交流人口の増加を図る「球磨川リバーミュージアム構想（以下「KRM構想」という。）」を推進することとしており、令和7年度に「KRM構想」を策定した。

本業務では、「KRM構想」を基に、構想で位置づけた目指す姿を実現するため、「KRM構想推進計画」の作成や情報発信の手法の検討、ロゴマーク・サインの制作等を行うとともに、同構想の球磨川流域等への浸透に係る事業を実施する。

## 2 委託業務

別紙仕様書のとおり。

## 3 プロポーザルの概要

### (1) 名称

令和8年度球磨川リバーミュージアム構想推進等業務委託プロポーザル

### (2) 課題

委託業務に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案

### (3) 主催

熊本県企画振興部球磨川流域復興局

### (4) スケジュール

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| ① 質問書提出期限     | 令和8年（2026年）6月11日（木）（17時必着） |
| ② 参加表明書提出期限   | 令和8年（2026年）6月17日（水）（17時必着） |
| ③ 企画提案書提出期限   | 令和8年（2026年）6月23日（火）（17時必着） |
| ④ プレゼンテーション審査 | 令和8年（2026年）6月25日（木）        |
| ⑤ 結果通知        | 令和8年（2026年）6月30日（火）以降      |

## 4 参加資格

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立を

された者。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定による更正手続開始の申立をされた者。

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。

- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県及び熊本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (9) 複数の法人でグループを構成して参加する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。

イ 参加表明書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 一参加者一提案

提案については、一参加者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で提案を行うことはできない。

なお、代表団体及びその構成員は上記の(1)～(8)のすべてを満たすこと。

## 5 質問書

募集要項や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

### (1) 提出方法

質問は質問書（様式第1号）により、電子メールで送信すること。また、必ず受信を電話で確認すること。

### (2) 提出期限

令和8年（2026年）6月11日（木）17時まで

### (3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

### (4) 質問への回答

(1)の質問書に対する回答書は、電子メールで回答する。なお、回答は、参加者全員に知らせる場合がある。その際、質問者名は公表しない。

## 6 参加表明書

参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）	1部
イ 企画提案参加者の同種業務の実績（様式第3号）	1部
ウ 会社（団体）概要及び業務実施体制調書（様式第4号）	1部

※様式については、提出日時点において記載すること。

### (2) 提出期限

令和8年（2026年）6月17日（水）17時まで

### (3) 提出先

本文書末記の提出先に持参、郵送又は電子メールで提出すること。

### (4) 提出書類の配布方法

熊本県のホームページに掲載する。

## 7 企画提案書

### (1) 提出書類

#### ① 表紙（様式第5号）

#### ② 概要書

※今回提案する企画の概要をA4版1枚で分かりやすく簡潔にまとめること。

#### ③ 企画書

※企画書には仕様書の内容を踏まえて作成することとし、提案理由、提案の独自性、事業効果を高めるための工夫、自社の強み等についても記載すること。

④ 工程表

⑤ 参考見積書

※見積書は自社様式で可とする。但し、業務項目ごとの内訳を記載すること。

⑥ 事業者の取組に関する申出書（様式第6号）

(2) 提出部数

正本1部、副本4部

(3) 提出期限

令和8年（2026年）6月23日（火）17時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（FAX、電子メール）による提出は受け付けない。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

(5) 注意事項

サイズは原則A4版で、クリップ止め（テープ等で止めない）をすること。

8 応募者（参加表明書・企画提案書提出者）に関する注意点

- (1) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。
- (2) 応募者1社の場合でもプレゼンテーション審査を実施する。

9 予算額

9,600,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

応募者の提示額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、応募者が提示した額とは必ずしも一致しない。

10 受託者の選定方法

(1) プレゼンテーション審査

次のとおり、提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を実施し、下記の評価項目に基づき最も事業効果が高いと見込まれる提案者を受託者として選定する。なお、基準点を下回った場合はその限りではない。

評価項目	
1	業務目的 ・ 提案内容は、仕様書の「業務目的」を理解したものになっているか。
2	実施体制・スケジュール ・ スタッフの体制は、提案した業務を確実に実行できる体制か。 ・ スケジュールは無理がなく、円滑に業務が実行できるものになっているか。
3	企画提案内容

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KRM 構想推進計画が KRM 構想で位置づけた目指す姿を実現できる内容となっているか。</li> <li>・ 情報発信の手法が効果的な内容となるように工夫されているか。</li> <li>・ ロゴマークのデザイン案が視認性や可読性などの観点から閲覧者から受け入れやすいものとなっているか。</li> <li>・ 看板のデザイン案が、KRM で想定する観光資源に設置するのに当たって景観、アクセシビリティ等に考慮したデザインで、わかりやすいものとなっているか。</li> <li>・ ワークショップが流域資源の魅力創造あるいは再発見につながる運営がされるよう工夫されているか。</li> <li>・ キーパーソン会議及び推進会議が円滑に開催されるための工夫がされているか。</li> </ul>
4	<p>実績・見積額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務実績が十分であり、高い業務遂行能力及び確実な事業実施が見込まれるか。</li> <li>・ 提示された経費内訳は適正か。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の取組み（基準日：公告日）</li> <li>・ 熊本県ブライト企業の認定を受けているか。</li> <li>・ 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。</li> <li>・ 協力雇用主登録制度に登録があるか。</li> <li>・ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績があるか。</li> <li>・ 熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか。</li> <li>・ 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。</li> <li>・ パートナーシップ構築宣言に登録しているか。</li> </ul>

ア 令和 8 年（2026 年）6 月 25 日（木）を予定しており、詳細は後日、参加  
 表明書提出者に通知する。発表時間（質疑応答時間を除く）は 15 分を予定  
 している。

イ 先に提出した企画提案書のみを使用することとし、プレゼンテーション審査時の  
 追加資料等は受理しない。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、受託意思がないものとみなす。

エ 審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知する。

## (2) 注意事項

事業実施にあたっては提案内容をベースとするが、必要に応じて協議のうえ、  
 変更する場合がある。

## 1 1 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
  - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
  - オ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。

### 【提出先、お問合せ先】

熊本県企画振興部球磨川流域復興局 担当：福田、折田

住 所：〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

TEL：096-333-2608 FAX：096-383-0371

メール：[takeguchi-a@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:takeguchi-a@pref.kumamoto.lg.jp)

[orita-k@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:orita-k@pref.kumamoto.lg.jp)